

②

令和 5 年

市議会 6 月定例会議案
(その 2)

静 岡 市

議 案 説 明

議案第 119号 令和5年度静岡市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度の静岡市の一般会計の補正予算（第3号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、物価高騰に対する事業者への支援として、中小企業等電気料金高騰対策支援事業や、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業に要する経費のほか、地域経済の活性化として、静岡マラソン開催事業に要する経費などの増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、1,701,578千円の増額となった。

追加の主なものは、道路橋りょう費569,706千円、商工費444,200千円、介護保険費219,000千円などである。

これらの財源として、国庫支出金1,367,561千円、市債241,500千円などを充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、357,770,278千円となる。

なお、繰越明許費は、常備消防装備整備費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、国道362号道路自然災害防除事業費の追加、大浜公園再整備事業費の変更である。

また、市債の補正は、道路新設改良事業債等の変更である。

議案第 120号 子ども家庭庁の設置に関する関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

子ども家庭庁設置法等の施行に伴い、関係する条例を整理するため、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 121号 静岡市大浜公園条例の制定について

大浜公園の再整備に伴い、事業及び指定管理者による管理について必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 2 号 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置付けられたことに伴い、同感染症により生じた事態に対処するための検診・検査等業務に係る特殊勤務手当の特例を削除するため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 3 号 静岡市手数料条例の一部改正について

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、所有権移転登記又は所有権保存登記に係る嘱託に関する手数料について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 4 号 静岡市印鑑条例の一部改正について

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、印鑑登録証明書の申請について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 5 号 静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

内閣府の特定非営利活動促進法に係るオンライン申請システムの運用開始に伴い、本市におけるオンライン手続の開始に必要な事項を定めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 6 号 高規格救急自動車の購入について

高規格救急自動車を 5 台購入するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 7 号 工事請負契約の締結について

仮称環境保健研究所建築工事を実施するため、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 8 号 工事請負契約の締結について

一般廃棄物最終処分場埋立地等造成工事を実施するため、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 9 号 市道路線の変更について

道路整備等に伴い、川合 2 2 号線ほか 3 路線を変更するもので、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 3 0 号 市道路線の認定について

開発行為等に伴い、北安東三丁目 5 号線ほか 4 路線を認定するもので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 119 号	令和5年度静岡市一般会計補正予算（第3号）	7
議案第 120 号	こども家庭庁の設置に関する関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	15
議案第 121 号	静岡市大浜公園条例の制定について	20
議案第 122 号	静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	24
議案第 123 号	静岡市手数料条例の一部改正について	25
議案第 124 号	静岡市印鑑条例の一部改正について	26
議案第 125 号	静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について	28
議案第 126 号	高規格救急自動車の購入について	29
議案第 127 号	工事請負契約の締結について	30
議案第 128 号	工事請負契約の締結について	31
議案第 129 号	市道路線の変更について	32
議案第 130 号	市道路線の認定について	33

令和5年度静岡市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度静岡市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,701,578千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ357,770,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 分担金及び 負担金		758,111	1,875	759,986
	1 負担金	745,061	1,875	746,936
17 国庫支出金		70,202,267	1,367,561	71,569,828
	2 国庫補助金	17,457,452	1,367,561	18,825,013
18 県支出金		21,589,067	△ 150,315	21,438,752
	1 県負担金	14,729,722	13,125	14,742,847
	2 県補助金	5,405,758	△ 163,440	5,242,318
21 繰入金		6,817,445	615	6,818,060
	1 基金繰入金	6,814,645	615	6,815,260
22 繰越金		1,500,000	238,942	1,738,942
	1 繰越金	1,500,000	238,942	1,738,942
23 諸収入		7,767,372	1,400	7,768,772
	6 雑入	3,039,747	1,400	3,041,147
24 市債		37,096,900	241,500	37,338,400
	1 市債	37,096,900	241,500	37,338,400
歳入合計		356,068,700	1,701,578	357,770,278

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		34,563,329	6,600	34,569,929
	1 総務管理費	19,204,228	6,600	19,210,828
3 民生費		121,412,799	414,568	121,827,367
	1 社会福祉費	30,149,410	85,151	30,234,561
	2 児童福祉費	56,220,914	90,434	56,311,348
	3 生活保護費	16,359,530	1,980	16,361,510
	4 災害救助費	243,900	18,003	261,903
	6 介護保険費	11,199,545	219,000	11,418,545
6 農林水産業費		4,394,431	141,880	4,536,311
	1 農業費	1,365,540	102,500	1,468,040
	2 林業費	1,506,403	39,380	1,545,783
7 商工費		7,736,350	469,700	8,206,050
	1 商工費	4,535,931	444,200	4,980,131
	2 観光費	1,943,872	25,500	1,969,372
8 土木費		44,000,628	535,930	44,536,558
	1 土木管理費	626,542	10,000	636,542

	2 道路橋りょう費	21,261,289	569,706	21,830,995
	3 河川費	1,790,940	89,500	1,880,440
	4 都市計画費	9,142,848	△ 133,276	9,009,572
10 教育費		45,674,723	132,900	45,807,623
	4 高等学校費	1,516,532	4,100	1,520,632
	5 社会教育費	3,591,537	28,800	3,620,337
	6 保健体育費	6,170,051	100,000	6,270,051
歳出合計		356,068,700	1,701,578	357,770,278

第2表 繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
9 消防費	1 消防費	常備消防装備整備費	277,424
		非常備消防装備整備費	75,316

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
国 道 3 6 2 号 (相 俣) 道 路 自 然 災 害 防 除 事 業 費	令 和 6 年 度	240,000千円 令和5年度に国道362号(相俣)道路自然災害防除 工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和6年度に 支払う。

(変更)

事 項	区分	期 間	限 度 額
大 浜 公 園 再 整 備 事 業 費 (そ の 3)	変 更 前	自 令 和 6 年 度 至 令 和 2 1 年 度	2, 5 0 5, 2 7 0 千円に金利変動及び物 価変動による増減額（当該増減額に係る消 費税及び地方消費税を含む。）並びに消費 税及び地方消費税の税率の引上げによる増 額を加算した額。
	変 更 後	自 令 和 6 年 度 至 令 和 2 1 年 度	2, 6 6 8, 4 0 5 千円に金利変動及び物 価変動による増減額（当該増減額に係る消 費税及び地方消費税を含む。）並びに消費 税及び地方消費税の税率の引上げによる増 額を加算した額。

第4表 市債補正

(変更)

△印は減

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円
老人福祉施設整備事業	22,300	5,100	27,400
こども園・保育所等施設整備事業	275,100	4,700	279,800
林道事業	366,000	17,600	383,600
道路維持事業	1,583,600	46,400	1,630,000
道路新設改良事業	7,576,300	130,100	7,706,400
交通安全施設整備事業	253,000	67,100	320,100
橋りょう整備事業	1,207,700	△ 700	1,207,000
河川改修事業	1,086,600	19,200	1,105,800
土地区画整理組合指導事業	237,200	1,400	238,600
街路築造事業	599,200	2,900	602,100
公園整備事業	1,035,900	△ 67,900	968,000
図書館整備事業	189,000	15,600	204,600

こども家庭庁の設置に関する関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁の設置に関する関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

こども家庭庁の設置に関する関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(静岡市立こども園条例の一部改正)

第1条 静岡市立こども園条例(平成26年静岡市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第6条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

(静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年静岡市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の定員を」を「利用定員を」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」の次に「と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年静岡市条例第108号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第30条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第38条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第49条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第59条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第66条の3第1項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第66条の17第1項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第69条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第77条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則第7条第1項中「基準省令」を「基準府令」に改める。

(静岡市身体障害者福祉施設条例の一部改正)

第5条 静岡市身体障害者福祉施設条例（平成15年静岡市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部改正）

第6条 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例（平成15年静岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（静岡市知的障害者福祉施設条例の一部改正）

第7条 静岡市知的障害者福祉施設条例（平成15年静岡市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（静岡市中心身障害者ケアセンター条例の一部改正）

第8条 静岡市中心身障害者ケアセンター条例（平成16年静岡市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（静岡市児童発達支援センター条例の一部改正）

第9条 静岡市児童発達支援センター条例（平成15年静岡市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号及び第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第7条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第5条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第44条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第48条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第44条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第55条第2項及び第56条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第104条第4項及び第113条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第195条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第200条の4第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。
(静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項、第23条第4項、第66条第4項及び第91条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第17条）の一部を次のように改正する。

第17条第4項及び第31条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市大浜公園条例の制定について

静岡市大浜公園条例を次のように定める。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市大浜公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、駿河湾に面し、プールを備えた市民の憩い、レクリエーション及び健康づくりの場として、市が設置する次の都市公園（以下「公園」という。）の管理に関し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

名称	位置
大浜公園	静岡市駿河区西島1380

(事業)

第2条 公園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の憩い、レクリエーション及び健康づくりに関すること。
- (2) 公園の利用の促進に資するイベント等の開催に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 2 市長は、指定管理者に公園施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第5条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が公園の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が公園の効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 公園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(管理上必要な事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、静岡市都市公園条例(平成15年静岡市条例第231号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の公園の管理に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。この場合において、公園の管理について民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、第4条及び第5条の規定は適用しない。

(公園の管理に関する規定の整備)

- 3 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、施行日の前日までに、こ

の条例を改正して定めるものとする。

(静岡市都市公園条例の一部改正)

4 静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「大浜公園のウォータースライダー、」を削り、「ウォータースライダー等」を「茶室兼多目的集会室等」に改め、同項の表中

「

駿府城公園	東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室
大浜公園	ウォータースライダー

を

」

「

駿府城公園	東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室
-------	--------------------

に

」

改め、同条第4項の表中

「

大浜公園	ウォータースライダー
清水日本平運動公園	球技場

を

」

「

清水日本平運動公園	球技場
-----------	-----

に

」

改める。

第7条第1項中「ウォータースライダー等」を「茶室兼多目的集会室等」に改め、同項の表中

「

	茶室	—	午前9時から午後9時まで
大浜公園	ウォータースライダー	—	午前9時30分から午後6時まで

を

」

「

	茶室	—	午前9時から午後9時まで
--	----	---	--------------

」に

改め、同条第2項を削り、同条第3項中「ウォータースライダー等」を「茶室兼多目的集会室等」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第2の3公園施設を管理する場合の表中

「

(5) 大浜公園脱衣預り所	1 開催期間につき	182,620 円
(6) その他	1 平方メートル1日につき	154 円

」を

「

(5) その他	1 平方メートル1日につき	154 円
---------	---------------	-------

」に

改める。

別表第3(1)大浜公園の表を削り、別表第3(2)清水船越堤公園の表を別表第3(1)清水船越堤公園の表とし、別表第3(3)清水日本平運動公園の球技場の表を別表第3(2)清水日本平運動公園の球技場の表とし、別表第3(4)清水桜が丘公園の表を別表第3(3)清水桜が丘公園の表とする。

議案第122号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第9項及び第10項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第123号

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和55年政令第288号）の規定による所有権移転登記又は所有権保存登記に係る嘱託	登記嘱託書1通につき 3,000円	を
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた所有権移転登記又は所有権保存登記に係る嘱託	登記嘱託書1通につき 3,000円	に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第124号

静岡市印鑑条例の一部改正について

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例

静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて申請することができる。

第14条第2項中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条第3項中「及び印鑑登録証」の次に「又は個人番号カードの券面に記載された事項」を、「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加える。

第15条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る）」に改め、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第33条第1項の規定により設定した」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

静岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第2項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報（同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。）をいう。）の提供を受けるときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）

第15条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条及び第8条の規定により行う提出、縦覧、届出及び閲覧に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

高規格救急自動車の購入について

高規格救急自動車を次のとおり購入する。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

記

1	品名	高規格救急自動車
2	規格及び数量	高規格救急自動車 5台
3	契約方法	一般競争入札
4	契約金額	109,725,000円
5	納入業者	静岡市葵区流通センター11番4号 株式会社ケイショウ車体 代表取締役 高橋 憲和

工事請負契約の締結について

令和5年度環環研第1号仮称環境保健研究所建築工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

記

1	工 事 名	令和5年度環環研第1号 仮称環境保健研究所建築工事
2	工事の概要	構 造：鉄骨造2階 延床面積：2,211.06㎡
3	工事場所	静岡市駿河区曲金二丁目地内
4	契約方法	総合評価一般競争入札
5	契約金額	1,188,000,000円
6	受注者	静岡市駿河区国吉田一丁目7番37号 木内建設株式会社 代表取締役 木内 藤丈

工事請負契約の締結について

令和5年度環ご第1号一般廃棄物最終処分場埋立地等造成工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

記

1	工 事 名	令和5年度環ご第1号 一般廃棄物最終処分場埋立地等造成工事
2	工事の概要	一般廃棄物最終処分場の整備 埋立容量 132,000m ³
3	工事場所	静岡市葵区北沼上地内
4	契約方法	総合評価一般競争入札
5	契約金額	3,098,238,000円
6	受注者	清水・鈴与・高橋特定建設工事共同企業体 代表構成員 静岡市葵区御幸町5番地9 清水建設株式会社静岡営業所 所長 寺西 彰 その他構成員 静岡市清水区松原町5番17号 鈴与建設株式会社 代表取締役社長 大石 泰明 その他構成員 静岡市清水区宮加三788番地の4 高橋建設株式会社 代表取締役社長 高橋 博

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

整理 番号	路 線 名	旧新 別	起 点	重要な経過地
			終 点	
1	川合22号線	旧	静岡市葵区川合二丁目209番4地先	_____
			静岡市葵区川合二丁目199番1地先	
		新	静岡市葵区川合二丁目197番1地先	_____
			静岡市葵区川合二丁目199番1地先	
2	瀬名4号線	旧	静岡市葵区川合二丁目673番1地先	_____
			静岡市葵区瀬名中央一丁目243番1地先	
		新	静岡市葵区瀬名中央一丁目官有無番地地内	_____
			静岡市葵区瀬名中央一丁目243番1地先	
3	堤町7号線	旧	静岡市葵区堤町914番187地内	_____
			静岡市葵区堤町914番187地内	
		新	静岡市葵区堤町914番187地内	_____
			静岡市葵区堤町914番187地内	
4	堤町8号線	旧	静岡市葵区堤町914番187地内	_____
			静岡市葵区堤町914番187地内	
		新	静岡市葵区堤町914番187地内	_____
			静岡市葵区堤町914番187地内	

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和5年6月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	北安東三丁目5号線	静岡市葵区北安東三丁目637番2地先	_____
		静岡市葵区北安東三丁目637番8地先	
2	有明町4号線	静岡市駿河区有明町113番7地先	_____
		静岡市駿河区有明町113番10地先	
3	鎌田森下3号線	静岡市駿河区鎌田62番9地先	_____
		静岡市駿河区鎌田61番1地先	
4	川合二丁目1号線	静岡市葵区川合二丁目673番1地先	_____
		静岡市葵区川合二丁目660番4地先	
5	川合二丁目2号線	静岡市葵区川合二丁目209番4地先	_____
		静岡市葵区川合二丁目197番1地先	